

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
2201		水(天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。)、氷及び雪									
220110	000	鉱水及び炭酸水	3.2%	3%	無税						L
220190	000	その他のもの	無税	(無税)				A	0.0%		L
2202		水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。)									
220210		水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。)									
	100	1砂糖を加えたもの	22.4%	13.4%					12.1%		L
	200	2その他のもの	16%	9.6%					8.0%		L
220290		その他のもの									
	100	1砂糖を加えたもの	22.4%	13.4%					11.7%		L
	200	2その他のもの	16%	9.6%					7.2%		L
2203											
220300	000	ビール	6.40円/リットル	無税	無税			A	0.0%		L
2204		ぶどう酒(強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。)及びぶどう搾汁(第20.09項のものを除く。)									
220410	000	スパークリングワイン	201.60円/リットル	182円/リットル	145.60円/リットル	無税			0.0%		L
		その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの									
220421		2リットル以下の容器入りにしたもの									
	010	1シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒	123.20円/リットル	112円/リットル					0.0%		L
	020	2その他のもの	21.3%又は156.80円/リットルのうちいずれか低い税率ただしその税率が93円/リットルを下回る場合は93円/リットル	15%又は125円/リットルのうちいずれか低い税率ただしその税率が67円/リットルを下回る場合は67円/リットル					0.0%		L
220429		その他のもの									
	010	1150リットル以下の容器入りにしたもの	21.3%又は156.80円/リットルのうちいずれか低い税率ただしその税率が93円/リットルを下回る場合は93円/リットル	15%又は125円/リットルのうちいずれか低い税率ただしその税率が67円/リットルを下回る場合は67円/リットル					0.0%		L
	090	2その他のもの	64円/リットル	45円/リットル	24円/リットル	無税			0.0%		L
220430		その他のぶどう搾汁									
		1アルコール分が1%未満のもの									
		(1)砂糖を加えたもの									
	111	Aしよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	27%	23%					19.1%		L
	119	Bその他のもの	35%又は27円/kgのうちいずれか高い税率	29.8%又は23円/kgのうちいずれか高い税率					24.8%又は¥19.16/kgのうちいずれか高い税率		L

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
220820		ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒						A			
	100	1アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)	(193.20円/リ)	無税			無税		0.0%		L
	200	2その他のもの	(227.90円/リ)	無税			無税		0.0%		L
220830		ウイスキー						A			
		1バーボンウイスキー(アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。))にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限るものとし、その他のものにあつては内容品がバーボンウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。)	(13.7%)	無税			無税				
	011	1アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)							0.0%		L
	019	1その他のもの							0.0%		L
		2ライウイスキー(アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。))にあつては内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限るものとし、その他のものにあつては内容品がライウイスキーであることを表示するラベルが容器に張り付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正なものであると証明されているものに限る。)	(15.7%)	無税			無税				
	021	1アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)							0.0%		L
	029	1その他のもの							0.0%		L
		3その他のもの									
	031	(1)アルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)	(207.20円/リ)	無税			無税		0.0%		L
	032	(2)その他のもの	(172.50円/リ)	無税			無税		0.0%		L
220840	000	ラム及びタフィア	(20.2%)	(18%)			無税	A	0.0%		L
220850	000	ジン及びジュネヴァ	(19.6%又は86.20円/リのうちいずれか低い税率)	(17.5%又は77円/リのうちいずれか低い税率)			無税	A	0.0%		L
220860	000	ウオッカ	(17.9%)	(16%)			無税	A	0.0%		L
220870	000	リキュール及びコーディアル	(141.10円/リ)	(126円/リ)			無税	A	0.0%		L
220890		その他のもの									
		1エチルアルコール及び蒸留酒									
		(1)フルーツブランデー						A			
	111	Aアルコール分が50%以上のもの(2リットル未満の容器入りにしたものを除く。)	(193.20円/リ)	無税			無税		0.0%		L
	119	Bその他のもの	(227.90円/リ)	無税			無税		0.0%		L
		(2)その他のもの									
		Aエチルアルコール		82.50円/リ							
	124	(a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)	無税						0.0%		L
	123	(b)その他のもの	96円/リ		48円/リ	無税					L
		Bその他のもの		16%							
	125	(a)アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)	無税						0.0%		L

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
	129	(b)その他のもの	17.9%		25.20円/l	無税			テキー ラ、メスカ ル及びソ トール 0.0%		L
		2その他のアルコール飲料									
	220	(1)合成清酒及び白酒	70.40円/l	(70.40円 /l)	無税						L
	230	(2)果汁をもととした飲料(アルコール分が1%未満のものに限る。)	35%又は 27円/kg のうちい ずれか高 い税率	29.8%又 は23円 /kgのうち いずれか 高い税率							L
	240	(3)その他のもの	89.60円/l	88円/l	無税						L
2209											
220900	000	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	8%	7.5%	4.8%	無税			4.0%		L